

# 吸收分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに  
会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

2025 年 8 月 13 日

株式会社ツバキ・ナカシマ（住所：奈良県葛城市尺土 19 番地）

TN リニアモーション株式会社（住所：奈良県葛城市尺土 19 番地）

2025年8月13日

奈良県葛城市尺土19番地  
株式会社ツバキ・ナカシマ  
取締役兼代表執行役社長 CEO 松山 達

奈良県葛城市尺土19番地  
TN リニアモーション株式会社  
取締役 三宅 久裕

#### 吸收分割に関する事項について

株式会社ツバキ・ナカシマ（住所：奈良県葛城市尺土19番地）（以下「吸收分割会社」といいます。）とTN リニアモーション株式会社（住所：奈良県葛城市尺土19番地）（以下「吸收分割承継会社」といいます。）は、2025年7月31日付吸收分割契約の定めるところにより、2025年10月3日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、吸收分割会社が吸收分割承継会社に対して、吸收分割会社が営むボールねじ及びボールウェイの製造及び販売事業に関する権利義務を承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」といいます。）を行うことを決定いたしました。本吸收分割に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める事項は以下のとおりです。

1. 吸收分割契約の内容（会社法第782条第1項及び第794条第1項）  
別添1のとおりです。
2. 分割対価の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ及び第192条第1号）

本吸收分割に際して、吸收分割承継会社は、吸收分割会社に対し、本吸收分割により吸收分割会社から承継する権利義務の対価を交付しないことといたしました。なお、吸收分割会社は吸收分割承継会社の唯一の株主であるため、当該対価の定めは相当である

と判断しております。

3. 吸収分割会社に関する次に掲げる事項（会社法施行規則第183条第5号及び第192条第4号）

(1) 最終事業年度に関する計算書類等の内容

吸収分割会社は、有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はございません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はございません。

4. 吸収分割承継会社に関する次に掲げる事項（会社法施行規則第183条第4号及び第192条第6号）

(1) 最終事業年度に関する計算書類等

別添2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はございません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はございません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号及び第 192 条第 7 号）

債務の履行の見込みに関する事項は別添 3 のとおりです。

以上

## 別添1 吸収分割契約の内容

### 吸收分割契約書

株式会社ツバキ・ナカシマ(以下「甲」という。)及びTN リニアモーション株式会社(以下「乙」という。)は、甲が第2条に定める本件事業に関して有する権利義務を、乙に承継させる吸収分割(以下「本件分割」という。)を行うにあたり、2025年7月31日付で、以下のとおり吸収分割契約書(以下「本契約」という。)を締結する。

#### 第1条(吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び本店の所在場所)

甲及び乙の商号及び本店の所在場所は次のとおりとする。

(1) 甲 : 吸収分割会社

(商号) 株式会社ツバキ・ナカシマ  
(本店の所在場所) 奈良県葛城市尺土19番地

(2) 乙 : 吸収分割承継会社

(商号) TN リニアモーション株式会社  
(本店の所在場所) 奈良県葛城市尺土19番地

#### 第2条(本件事業)

本契約において、本件事業とは、甲が営むボールねじ及びボールウェイの製造及び販売事業をいう。

#### 第3条(本件分割により承継する権利義務)

- 乙は、本件分割により、効力発生日(第6条に定義する。以下同じ。)をもって、甲から、別紙「承継対象権利義務明細表」記載の資産、負債、契約その他の権利義務(以下「承継対象権利義務」という。)を承継する。
- 本件分割により乙が承継する義務及び債務は、乙が全て免責的にこれを引き受ける。
- 乙は、承継対象権利義務に含まれる債務以外の甲の債務について履行をしたとき(会社法第759条第3項又は第4項に基づき履行をしたときを含む。)は、甲に対してその全額について求償することができる。

#### 第4条(本件分割に際して交付する金銭等に関する事項)

乙は、本件分割に際して、甲に対し、金銭等を交付しない。

#### 第5条(乙の資本金及び準備金に関する事項)

本件分割により、乙の資本金及び準備金は増加しない。

#### **第 6 条(効力発生日)**

本件分割がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2025 年 10 月 3 日とする。但し、手続の進行の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

#### **第 7 条(株主総会決議)**

1. 甲は、会社法第 784 条第 2 項の規定により、本契約に関する同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議(会社法第 319 条第 1 項により、株主総会の決議があつたものとみなされる場合を含む。以下同じ。)による承認を得ることなく本件分割を行う。
2. 乙は、会社法第 796 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、本契約に関する同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議(会社法第 319 条第 1 項により、株主総会の決議があつたものとみなされる場合を含む。以下同じ。)による承認を得ることなく本件分割を行う。

#### **第 8 条(本件分割の条件の変更及び本契約の解除)**

本契約締結後効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、本件事業の財産状態若しくは経営状態、若しくは承継対象の権利義務に重大な変動が生じたとき、又は本契約に従った本件分割の実行の支障となる重大な事象が発生又は判明し、本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本件分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### **第 9 条(準拠法及び管轄裁判所)**

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、甲を被告とする場合は大阪地方裁判所を、乙を被告とする場合は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### **第 10 条(協議事項)**

本契約に定めのない事項その他本件分割に際し必要な事項は、本件分割の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

(以下余白)

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は、本契約冒頭に記載した日付で正当に署名の上、各1通を保有する。

甲：奈良県葛城市尺土19番地  
株式会社ツバキ・ナカシマ  
取締役兼代表執行役社長CEO 松山 達

---

乙：奈良県葛城市尺土 19 番地

TN リニアモーション株式会社

代表取締役 三宅 久裕

---

別紙

承継対象権利義務明細表

本件分割により乙が甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、効力発生日において甲が本件事業に関して有する以下に記載する資産、負債、契約その他の権利義務とする。

1. 本件事業に関する資産のうち以下に掲げるもの

(1) 流動資産

- ① 棚卸資産
- ② 貸付債権

(2) 固定資産

- ① 甲が保有する以下の工場の土地及び建物
  - a. 郡山工場(ボールねじ工場)  
住所 : 奈良県大和郡山市額田部北町 652 番 3 号昭和工業団地内
  - b. 世知原工場(ボールウェイ工場の建物及び当該建物部分の土地)  
住所 : 長崎県佐世保市世知原町筍瀬 723 番地 1
- ② 上記①のほか、主として本件事業において使用されている有形・無形固定資産(知的財産権及びソフトウェアを除く。)。
- ③ 甲が保有する以下の会社の株式の全て(合計 665,000 株)
  - a. TN TAIWAN CO., LTD.
- ④ 投資その他の資産

2. 本件事業に関する負債及び債務のうち以下に掲げるもの

(1) 固定負債

雇用契約が承継される従業員に係る退職給付引当金

(2) 流動負債

効力発生日前の期間に係る賞与引当金、効力発生日前の期間の給与・賞与に係る未払社会保険料及び効力発生日前の属する月の前月に係る未払給与引当金(いずれも通常の支払期限を徒過したものを除く。)

(3) なお、上記を除き、本件事業に関して効力発生日前の事実に起因又は関連して発生する債務(不法行為債務、契約に基づく債務その他の潜在債務、偶発債務及び簿外債務を含む。)その他一切の債務は承継対象外とする。

3. 甲が本件事業に関して効力発生日において締結している売買契約、業務委託契約、リース契約、共同開発契約、ライセンス契約その他一切の契約(但し、甲の TN TAIWAN CO.,

LTD.に対する貸付けに係る契約は含み、雇用契約、労働者派遣契約、本別紙第1項第(2)号及び第2項により乙に承継されない固定資産又は負債に係る契約を除く。)に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務(但し、売掛債権は除く。また、効力発生日前の事実に起因又は関連して発生する債務(不法行為債務、契約に基づく債務その他の潜在債務、偶発債務及び簿外債務を含む。)その他一切の債務は除く。)。但し、本事業以外の事業にも関連する契約については、当該契約に基づき本事業のみに関する個別契約の契約上の地位及び権利義務の部分に限る。

4. 次に掲げる甲の従業員(以下「本承継対象従業員」という。)との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務(効力発生日前の期間に係る賞与、効力発生日前の期間の給与・賞与に係る未払社会保険料及び効力発生日の属する月の前月に係る給与(いずれも通常の支払期限を超過したものを除く。)の支払債務並びに退職給付債務を含むが、支払期限を超過した未払賃金その他の偶発債務、簿外債務その他の債務(当該債務の原因事実の発生時期を問わない。)を除く。)
  - (1) 甲本社の以下の部署に所属し、郡山工場に勤務する従業員
    - ① 労務部
    - ② 品質保証部
    - ③ 購買部
    - ④ 管理部
    - ⑤ 設備部
  - (2) 甲郡山工場の工場長
  - (3) 甲郡山工場の以下の部署に所属する従業員
    - ① 製造部
    - ② 技術部
    - ③ 営業部
  - (4) 甲からTJTに出向している従業員
5. 別表第1に掲げる特許権及び商標権
6. 別表第2に掲げるソフトウェア

以上

## 別表第1(承継対象知的財産権)

### 1. 特許権

No.	出願番号	登録番号	出願国
1	特願 2004-226455	特許第 4549768	日本

### 2. 商標権

No.	出願番号	登録番号	出願国
1	商願昭 57-84431	第 1778502	日本
2	商願昭 61-88935	第 2090841	日本
3	40-1986-0014044	40-0143855-0000	韓国
4	075037038	商標 00358433	台湾
5	商願 2008-73397	第 5216176	日本

3. 本事業において本承継対象従業員が関与して 2024 年 12 月 10 日から本件分割の効力が発生するまでに発生する以下の各号に定める知的財産権(発明に係る特許を受ける権利を含む。但し、甲の本事業以外の事業にも関連する知的財産権は除く。)
- (1) 甲及びミネベアミツミ株式会社が共同で行った作業に係る知的財産権(但し、本件分割による承継対象は、甲の持分に限る。)
  - (2) 甲が単独で行った発明に係る知的財産権

**別表第2(承継対象ソフトウェア)**

1. Solidworks
2. 進捗君(Access)

別添2 吸収分割承継会社の最終事業年度に関する計算書類等

貸 借 対 照 表

令和7年3月31日 現在

TNリニアモーション株式会社

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>【流動資産】</b>		<b>【流動負債】</b>	1,345,445
未 収 入 金	1,000,000	未 払 金	1,345,445
<b>【繰延資産】</b>	1,240,673	<b>負債の部合計</b>	1,345,445
創立費	1,240,673	<b>純資産の部</b>	
		<b>【株主資本】</b>	895,228
		資 本 金	1,000,000
		利 益 剰 余 金	-104,772
		その他の利益剰余金	-104,772
		繰越利益剰余金	-104,772
		<b>純資産の部合計</b>	895,228
<b>資産の部合計</b>	2,240,673	<b>負債及び純資産合計</b>	2,240,673

損 益 計 算 書

自 令和6年10月4日  
至 令和7年3月31日

TNリニアモーション株式会社

(単位：円)

科目	金額
売上総利益金額	0
営業利益金額	0
<b>【営業外費用】</b>	
雑損失	104,772
営業外費用合計	104,772
経常損失金額	104,772
税引前当期純損失金額	104,772
当期純損失金額	104,772

## 株主資本等変動計算書

自 令和 6年10月 4日  
至 令和 7年 3月31日

TNリニアモーション株式会社

(単位：円)

### 【株主資本】

資	本	金	当期首残高	0		
			当期変動額 新株の発行	1,000,000		
			当期末残高	1,000,000		
利	益	剩	余	金		
その	他	利	益	剩	余	金
繰	越	利	益	剩	余	金
当期首残高		当期変動額	当期純利益金額	0		
				-104,772		
当期末残高				-104,772		
利	益	剩	余	金	合	計
当期首残高		当期変動額		0		
				-104,772		
当期末残高				-104,772		
株	主	資	本	合	計	
当期首残高		当期変動額		0		
				895,228		
当期末残高				895,228		
純	資	産	の	部	合	計
当期首残高		当期変動額		0		
				895,228		
当期末残高				895,228		

## 注記表

TNリニアモーション株式会社

### 貸借対照表に関する注記

#### 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

##### 内訳

科目名 金額

未収入金 1,000,000円

未払金 1,345,445円

#### 消費税及び地方消費税の会計処理

##### 税抜経理方式

### 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額 895,228.00 円

一株当たり当期純利益金額 -104,772.00 円

## 事業報告

[ 2024年10月4日から  
2025年3月31日まで ]

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 会社の事業の経過及びその成果並びに対処すべき課題

当社は、株式会社ツバキ・ナカシマのボールねじ及びボールウェイの製造及び販売事業を会社分割（簡易吸収分割）（以下「本吸収分割」といいます。）により継承させ、また、本吸収分割の承継資産に同社の子会社である TN TAIWAN CO., LTD. の株式を含めることにより TN TAIWAN CO., LTD. を当社の子会社とした上で、当社の株式のすべてをミネベアミツミ株式会社に譲渡することを目的として、2024年10月4日に設立されました。

当会計年度における当社業績につきましては、2024年12月4日付で当社と株式会社ツバキ・ナカシマとの間で本吸収分割に係る契約が解除されましたことに伴い、株式会社ツバキ・ナカシマのボールねじ及びボールウェイの製造及び販売事業の継承がなされませんでした。よって、売上高は0円、営業利益は0円、経常損失は104,772円、当期純損失は104,772円、となりました。

今後、当社いたしましては、事業の継承完了後に需要の動向を的確に捉え、生産体制を整え、品質の改善、コスト削減に取り組み競争力強化に努め、さらなる社業の発展を図る所存でございます。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### 事業セグメント別売上高

事業別	売上高	
	金額(円)	構成比(%)
リニア事業	0	100.0
合計	0	100.0

#### (2) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区分	2022年度	2023年度	2024年度 (当会計年度)
売上高(円)	—	—	0
経常損失(円)	—	—	104,772

当期純損失（円）	—	—	104,772
1株当たり 当期純損失（円）	—	—	104,772
総資産（円）	—	—	2,240,673

- (注) 1. 当社は、2024年10月4日設立であります。
2. 2024年度(当会計年度)は、当社設立の日から2025年3月31日までであります。

(3) 主要な事業内容

事業部門	製品名等
リニア事業	ボールねじ、F B シリーズボールねじ、C B シリーズボ ー ルねじ、ローラねじ、転造ボールねじ、ボールブッシュ、 ボールウェイ、ボールスライン、位置決めテーブル、ボ ールねじサポートユニット他

(4) 主要な営業所及び工場

本社：奈良県葛城市

(5) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

従業員数 0名

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

当社の親会社は株式会社ツバキ・ナカシマで、同社は当社の株式を1株（出資比率100%）  
保有いたしております。また当社は、子会社を保有しておりません。

(7) 主要な借入先及び借入額（2025年3月31日現在）

期中、期末の借入はありません。

## 2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 100株

(2) 発行済株式の総数 1株

(3) 株主数 1名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ツバキ・ナカシマ	1株	100.0%

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	三 宅 久 裕	株式会社ツバキ・ナカシマ ジャパンビジネスユニットリニア事業ゼネラルマネージャー

#### (2) 取締役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬額
取締役	0名	一 円
合計	0名	一 円

### 別添3 債務の履行の見込みに関する事項

#### 1. 吸収分割会社について

吸収分割会社の最終事業年度の末日（2024年12月31日）現在の貸借対照表における資産の額は174,721百万円、負債の額は113,213百万円です。また、吸収分割会社が本吸収分割により吸収分割承継会社に承継させる予定の資産の帳簿価額は金3,450百万円（2024年12月31日現在）であり、負債の帳簿価額は金780百万円（2024年12月31日現在）であるため、本吸収分割が吸収分割会社の財務状況に及ぼす影響は軽微であると考えます。

これらを前提として、吸収分割会社の最終事業年度の末日から現在に至るまでに資産及び負債の額に生じた変動、さらに今後本効力発生日までに予測される資産及び負債の額の変動を考慮しても、本効力発生日以後において吸収分割会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本効力発生日までの間における上記の見込みに重大な支障を及ぼすような事態の発生や、本効力発生日以後の吸収分割会社の収益及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に重大な支障を来すような事態の発生は、現時点では予想されておりません。

以上より、本効力発生日以後における吸収分割会社の債務について、吸収分割会社による履行の見込みに問題はないものと判断しております。

#### 2. 吸収分割承継会社について

吸収分割承継会社の最終事業年度の末日（2025年3月31日）現在の貸借対照表における資産の額は2,240,673円であり、負債の額は1,345,445円です。また、吸収分割承継会社が本吸収分割により吸収分割会社から承継する予定の資産の帳簿価額は金3,450百万円（2024年12月31日現在）であり、負債の帳簿価額は金780百万円（2024年12月31日現在）であるため、最終事業年度の末日から現在に至るまでに資産及び負債の額に生じた変動、さらに本効力発生日までに予測される資産及び負債の額の変動を考慮しても、本効力発生日以後において、吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本効力発生日までの間における上記の見込みに重大な支障を及ぼすような事態の発生や、本効力発生日以降の吸収分割承継会社の収益及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に重大な支障を来すような事態の発生は、現時点では予想されておりません。

以上より、本効力発生日以降における吸収分割承継会社の債務について、吸収分割承継会社による履行の見込みに問題はないものと判断しております。

以上